

平成二十年十月七日受領  
答弁第五二二号

内閣衆質一七〇第五二号

平成二十年十月七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度の抜本的見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者医療制度の抜本的見直しに関する質問に対する答弁書

一から三までについて

後期高齢者医療制度については、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第二条第二項の規定による施行後五年を目途とした検討を前倒しし、高齢者に納得していただけるよう、今後、一年を目途に必要な見直しを検討しているが、麻生内閣総理大臣の所信表明演説においても、これと同趣旨を述べたものである。

また、当該見直しの具体的内容については、現時点において、お答えすることは困難である。

四について

後期高齢者医療制度の保険料については、被保険者の保険料納付に係る便宜を図るとともに、市町村の保険料の徴収に係る事務を効率化し、その費用を削減することを目的として、原則として年金から特別徴収の方法により徴収することとしたものであり、現時点において特別徴収の方法による保険料の徴収を直ちに中止することは考えていない。